

## 韓国からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置の解除について

農林水産省は、今般、韓国における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、同国からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置を解除しました。

### 1. 経緯

- 平成21年12月14日、韓国における弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H7N2亜型）の発生を受け、同国からの家きん及び家きん肉等の輸入を停止しました。
- また、停止期間中の平成21年12月28日には、同国において別の弱毒タイプ（H5N2亜型）の発生が確認されました。

### 2. 対応

今般、韓国政府から我が国に対し、同国における鳥インフルエンザの発生に係る適切な防疫措置等に関する情報が提供され、同病の清浄性について確認しました。このため、本日付けで同国からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置を解除しました。

- 発生国又は地域から家きん等の輸入を停止するのは、家きん等がウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

（参考）韓国からの家きん肉等の輸入実績

	2006年
家きん肉等（トン）	1,296

出典：財務省「貿易統計」

関連資料

- 韓国からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置について（平成21年12月14日付けプレスリリース）

<http://www.maff.go.jp/press/syouan/douei/091214.html>

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：伊藤、村井

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

( 2 / 2 )